

【中小企業投資促進税制】

中小企業投資促進税制が3年間延長されました。一定規模以上の機械設備を平成29年3月31日までに取得し指定事業の用に供した場合に、特別償却か税額控除のいずれかを認めるものです。

税制名		中小企業投資促進税制	
対象事業者		青色申告を提出する中小企業者	
対象業種		建設業、製造業、農業、林業、漁業及び水産養殖業、鉱業、卸売業及び小売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、料理店その他の飲食店業、こん包業、通信業、サービス業(物品賃貸業、娯楽業は対象から除かれます)、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、旅行業	
適用期間		H26/4～H29/3	
証明書		不要	
対象設備		機械装置並びに事務処理の効率化に資する器具備品	
		ソフトウェア(複写して販売するための原本や開発研究の用に供するものその他一定のものを除く)	
		車両運搬具(貨物の運送の用に供される自動車で車両総重量3.5t以上のもの)	
		船舶(海上輸送業の用に供される内航船舶に限る)	
租税特別措置法		第42条の6(法人) 第10条の3(個人)	
金額要件	機械装置	160万円以上	
	器具備品	120万円以上	
	ソフトウェア	70万円以上	
	車両運搬具	-	
	船舶(*1)	-	
対象事業者		青色申告を提出する特定中小企業者等(*3)	青色申告を提出する中小企業者等(*2)
調達形態		取得	取得
優遇措置	特別償却	取得価額の30%	取得価額の30%
	税額控除	取得価額の7%(*4)	適用除外

(*1): 船舶のみに関しては基準取得価額が適用。

基準取得価額 = 取得価額 × 75%

(*2): 中小企業者等の定義

青色申告を提出する法人、農業協同組合等または個人で、次のいずれかに該当する方。

(1) 資本金1億円以下の法人(但し、資本金1億円を超す大企業1社から50%以上の出資を受けている系列法人及び資本金1億円を超す大企業2社以上から資本金の2/3以上の出資を受けている法人は対象から除かれます。)

(2) 資本金または出資金のない法人で常時使用する従業員が1,000人以下の法人(公益法人)

(3) 従業員が1,000人以下の個人企業

(*3): 特定中小企業者等の定義

中小企業者等のうち、資本金または出資の金額が3,000万円を超えない青色申告を提出する法人、農業協同組合等または個人。

(*4): 税額控除限度額

税額控除については、表による計算結果と「法人税額20%」とのいずれか少ない方が適用されます。(もし、税額控除額残が生じた場合は、翌年度に繰越しされます。)

【中小企業投資促進税制(特定生産性向上設備等を取得した場合の上乗せ)】

26年度税制改正により、中小企業投資促進税制の対象資産のうち、特定生産性向上設備等に該当するものを取得等した場合には、特別償却割合や税額控除割合が上乗せされることとなりました。

税制名	中小企業投資促進税制の上乗せ措置		
対象事業者	青色申告を提出する中小企業者		
対象業種	建設業、製造業、農業、林業、漁業及び水産養殖業、鉱業、卸売業及び小売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、料理店その他の飲食店業、こん包業、通信業、サービス業(物品賃貸業、娯楽業は対象から除かれます)、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、旅行業		
適用期間	H26/1～H29/3		
証明書	先端設備であることを証明する確認書(工業会等が発行)		
対象設備 (特定生産性向上設備等)	機械装置		
	一定の工具		
	一定の器具備品		
	一定のソフトウェア		
租税特別措置法	第42条の6(法人) 第10条の3(個人)		
最新モデル要件	販売開始時期等につき一定の要件を満たすこと。		
生産性向上要件	生産性が年平均1%以上向上していること。		
金額要件	機械装置	160万円以上	
	工具	120万円以上	
	器具備品	120万円以上	
	ソフトウェア	70万円以上	
対象事業者	青色申告を提出する特定中小企業者等 (*2)	青色申告を提出する中小企業者等 (*1)	
調達形態	取得	取得	
優遇措置	特別償却	取得価額の100% (即時償却)	取得価額の100% (即時償却)
	税額控除	取得価額の10% (*3)	取得価額の7% (*3)

(*1): 中小企業者等の定義

青色申告を提出する法人、農業協同組合等または個人で、次のいずれかに該当する方。

(1) 資本金1億円以下の法人(但し、資本金1億円を超す大企業1社から50%以上の出資を受けている系列法人及び資本金1億円を超す大企業2社以上から資本金の2/3以上の出資を受けている法人は対象から除かれます。)

(2) 資本金または出資金のない法人で常時使用する従業員が1,000人以下の法人(公益法人)

(3) 従業員が1,000人以下の個人企業

(*2): 特定中小企業者等の定義

中小企業者等のうち、資本金または出資の金額が3,000万円を超えない青色申告を提出する法人、農業協同組合等または個人。

(*3): 税額控除限度額

税額控除については、表による計算結果と「法人税額20%」とのいずれか少ない方が適用されます。(もし、税額控除額残が生じた場合は、翌年度に繰越しされます。)

【生産性向上設備投資促進税制】

26年度税制改正により、生産等設備を構成する一定の減価償却資産で、生産性向上設備等に該当するもののうち、一定規模以上のものを取得等した場合、特別償却または税額控除が適用できることとなりました。

税制名	生産性向上設備投資促進税制		
対象事業者	青色申告を提出する法人または個人		
適用期間	指定期間(H26/1～H29/3)又は特定期間(H26/1～H28/3)		
証明書	先端設備であることを証明する確認書(工業会等が発行)		
対象設備 (特定生産性向上 設備等)	機械装置		
	一定の工具		
	一定の器具備品		
	一定の建物及び建物附属設備		
	一定のソフトウェア		
租税特別措置法	第42条の12の5(法人) 第10条の5の5(個人)		
最新モデル要件	販売開始時期等につき一定の要件を満たすこと。		
生産性向上要件	生産性が年平均1%以上向上していること。		
金額 要件	機械装置	160万円以上	
	工具	120万円以上	
	器具備品	120万円以上	
	建物及び建物 附属設備	120万円以上	
	ソフトウェア	70万円以上	
適用期間	指定期間内 (H26/1/20～H29/3/31)	特定期間内 (H26/1/20～H28/3/31)	
調達形態	取得	取得	
優 遇 措 置	特別償却	取得価額の50%	取得価額の100% (即時償却)
	税額控除	取得価額の4%(*)	取得価額の5%(*)

(*)：税額控除限度額

税額控除については、表による計算結果と「法人税額20%」とのいずれか少ない方が適用されます。
(もし、税額控除額残が生じた場合は、翌年度に繰越されます。)

《優遇税制活用による節税メリット計算》

【前提条件】

業種／総合工事業
資本金／30,000千円
機械の取得価額／5,000千円
各年度の所得額／7,000千円(減価償却前)
耐用年数／6年
償却方法／定率法
償却率／33.3%
購入年月／平成26年12月(同月使用開始)
事業年度／平成26年4月～平成27年3月
法人税率／15%(中小企業の軽減税率適用)
適用税制／中小企業投資促進税制
その他／この計算には、事業税、住民税は含んでいません。

【税額控除の計算例】(特定中小企業者等のみ適用あり)(単位:千円)

平成26年度(初年度)		
普通償却額	555	$5,000 \times 0.333 \times 4/12$
課税所得金額	6,445	$7,000 - 555$
法人税額	967	6445×0.15
控除額	(a) 取得価額 \times 7%	350
	(b) 法人税額 \times 20%	193
	(a)(b)いずれか少ない方、従って(b) 193	
納付法人税	774	$967 - 193$
翌年度への繰越額(注)	157	$350 - 193$

平成27年度(第2年目)		
普通償却額	1,480	$(5,000 - 555) \times 0.333$
課税所得金額	5,520	$7,000 - 1480$
法人税額	828	5520×0.15
控除額	(c) 前年からの繰越額	157
	(d) 法人税額 \times 20%	166
	(c)(d)いずれか少ない方、従って(c) 157	
納付法人税	671	$828 - 157$
納付しきれなかった金額	0	

【特別償却の計算例】(単位:千円)

平成26年度(初年度)		
普通償却額	555	$5,000 \times 0.333 \times 4/12$
特別償却額	1,500	$5,000 \times 0.30$
課税所得金額	4,945	$7,000 - (555 + 1500)$
納付法人税額	742	4945×0.15
期末帳簿価額	2,945	$5,000 - (555 + 1500)$

平成27年度(第2年目)		
普通償却額	981	2945×0.333
特別償却額	-	-
課税所得金額	6,019	$7,000 - 981$
納付法人税額	903	6019×0.15
期末帳簿価額	1,964	$2945 - 981$

【節税メリット比較表】

以上の計算例により、中小企業投資促進税制の適用を受けた場合と受けない場合の法人税額を比較すると以下ようになります。(単位:千円)

	適用を受けない場合 (a)	適用を受けた場合		節税メリット	
		税額控除 (b)	特別償却 (c)	税額控除 (a) - (b)	特別償却 (a) - (c)
初年度	967	774	742	193	225
第2年目	828	671	903	157	-75
第3年目	902	902	952	0	-50
第4年目	951	951	985	0	-33
第5年目	984	984	1,006	0	-22
第6年目	1,006	1,006	1,021	0	-15
第7年目	962	962	992	0	-30
合計額	6,600	6,250	6,600	350	0

※

合計額の説明	(7年分償却前所得-普通償却累計額) *税率	(7年分償却前所得-普通償却累計額)*税率-税額控除	(7年分償却前所得-普通償却累計額-特別償却)*税率	課税の免除効果	課税の繰延効果
	(7000*7年-5000) *15%	6600-5000*7%	(7000*7年-3500-1500) *15%	5000*7%	資金の早期回収

税額控除または特別償却による節税分はお客様の資金として有効活用できます。
また、特別償却では、設備投資第1年目に大きな償却ができるため、資産簿価が小さくなり、特別償却をしない場合に比して第2年目からの償却費が少なくなります。
これによって、事業費の有効活用や利益が上げ易くなります。

(注) 税額控除・特別償却ともに限度額まで控除(償却)しなかった場合、翌年度に限り、不足額を繰越すことができます。

※償却費につき7年目以降分合計